

職員からのひと言

令和7年10月版

水本検事正からのひと言 No.1

10年をひと昔というならば、私が検事になったのは今からみつ昔も前のことになります。

その間しばしば、なぜ検事になったのかと尋ねられることがありました。

それに対して、私は、「悪い人でも正しく処罰するため」と答えていました。

よく例えにしていたのは、「必殺仕事人」というテレビ時代劇でした。

最近の若い方は御存じないかもしれません、弱者が恨みを抱く悪人を、闇から闇へ葬る=暗殺するという番組でした。

しかし、現代社会では、必殺仕事人のように、悪人だからどんな方法を使ってでも懲らしめればいいのだ、始末してしまえばいいのだなどということがあつてはなりません。正義を行うのであれば正しい方法によらなければならず、違法な手段、方法によるならば、それは正義ではありません。日本国憲法第31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、刑罰を科せられない。」と規定して、法の適正手続（デュー・プロセス・オブ・ロー）を保障しています。

そもそも「悪い人」とされた者が本当に犯人であるのか、たとえ犯人であつても、どれほど悪いことなのか、すなわち、どのような経緯や事情があり、どのように犯行が行われ、どのような結果や影響が生じ、反省や被害回復の有無はどうかなどといった事件の真相を解明しなければ、その者を処罰できるか、どれほどの刑を科すべきかを決めることはできません。

我が国の検察官は、警察等第一次捜査機関から送致された事件について、被疑者が犯人かを含む事件の真相を解明して、処罰すべきものを起訴し、裁判では、挙証責任を負います。全ての事件を起訴しなければならぬのではなく、被疑者が犯人であつても、法律（刑事訴訟法248条）に定められた事情を考慮して起訴猶予にする=起訴しないで恕す（ゆるす）権限が与えられています。

検察官が立証に用いる証拠は、適法な手段、方法によって収集したものでなければなりませんから、検察官は、警察等の違法捜査がないかチェックし、違法な手続やその疑いがあれば、身柄を釈放し、あるいは、その事件を起訴しないことができます。

次ページNo.2に続きます↓



水本検事正からのひと言 No.2

我が国の刑事裁判の有罪率が99.9パーセントと極めて高率であるのは、検察官が、このように、証拠が十分で確実に有罪を得られる確信があり、処罰すべきと判断した事件に限って起訴しているからです。

法の適正手続については、裁判官も、令状審査や刑事裁判で審査がありますし、弁護士も、自らが弁護人になった事件で主張することはあります。これに対して、検察官は、全ての刑事事件について、事案の真相を明らかにするとともに手続の適法性等をチェックしており、検察官が起訴しなければ刑事裁判は始まりませんから、まさに検察官が「犯罪をした人を正しく処罰するため」の要だといえます。

私は、司法試験の勉強をするうちに、検察官としてこのような重要な役割を担いたいと思うに至り、検事になったのでした。

死刑求刑事件も経験しました。死刑は、人の命をもって償わせる究極の刑罰です。検察官が求刑しなければ、裁判所が死刑判決を言い渡すことはありません。

「検察官は、人の命をも奪う仕事である」と、国民から負託された検察権の重みを痛切に感じました。

私が中堅の頃、常に見習うべき立派な仕事をしているベテランの副検事さんがいました。私は、その人を先輩と呼び、ある時「先輩は、どうして立派な仕事をし続けていられるのですか」と尋ねました。すると、先輩は「誇りがあるからです」と答えてくれました。感銘を受けました。

我々検察官は、その資格に恥じない使命感と誇りをもって仕事をすることはもちろんですが、その成果として、人に誇れる仕事を重ね、それによって、誇りある立派な仕事をし続けられるのだと理解しました。

検察官の職務はまことに重責ですが、私も、約30年間、「悪い人でも正しく処罰する」という検察官の役割を担ってきたことを誇りに思っています。

後進の検察官にも、誇りある立派な仕事をし続けてほしいと願っています。



次席捜査官からのひと言 No.1

私は、現在、次席捜査官として勤務しています。

高知地検の次席捜査官は、検察庁にある3つの部門のうち捜査・公判部門（他に事務局・企画部門、検務部門があります）に属しています。

次席捜査官の業務については、検察庁の事務運営に関する基本的な事項が定められている「検察庁事務章程」において、『次席捜査官は、首席捜査官を助けて、統括捜査官、主任捜査官及びその他の検察事務官の一般事務について指導監督し、統括捜査官、主任捜査官その他の検察事務官を指揮して、捜査及び公判に関する事務をつかさどる。』とされており、捜査・公判に関する事務の決裁やマネジメントが主な仕事になります。

捜査・公判部門には、検察官のサポートをする立会事務官が所属していますが、皆が若手なので、昭和40年男が「A4で、ええよん！」、「B4で、びよよよ～ん！」、「確かに、確かに、タラバガニ～！」などと、親父ギャグを飛ばして失笑されながらも、積極的にコミュニケーションを取って、和気藹々とやっております。

私も今年で「歳六十」の還暦を迎えるが、捜査・公判部門の事務室では、同い年の首席捜査官、60歳を越えた再任用職員の先輩2人と一緒に、4人で「還暦ジャパン」を名乗って若手事務官の指導・育成に取組つつ、「コピー？やっちゃん、やっちゃん、」、「照会文書？よしよし、持つていっちゃん。」などと言いながら、仕事のサポートも行っています。

年齢のことになった流れで書かせてもらいますが、私が50代になったばかりの頃、支部への車通勤の際に、竹内まりやさんの『人生の扉』という曲をよく聞いていました。

運転しながら「♪～気がつけば、五十路を越えた私がいる～♪」というフレーズには、毎回、「あ～私もいつの間にか50才なったなあ」と共感しつつも、「目指すイケオジには程遠い・・・(T-T)」と肩を落とし、また、「桜や紅葉をあと何回見られるのだろう」という一節には、私自身と重ね合わせ、「男性の平均寿命からすると、あと・・・(T-T)(T-T)」などと、淋しく思いながらも感慨にふけっていました。

次ページNo.2に続きます↓



次席捜査官からのひと言 No.2

最近この曲がCMで流れるようになったことから、再びよく聞くようになり、今、60歳を目前にして、これまでの人生をちょっとだけ振り返った50代のあの時とは、また違う気持ちで、歌詞の内容や意味合いを自分なりに考えながら、しみじみと聴いています。

この曲は、聴く人が自分目線で、これまでの人生について振り返ることができますので、興味がある人は聴いてみてください。若い皆さんも、「私が50歳になったら？」などと想像しながら聴いてみるのも面白いかも知れません。

曲中、20代から90代までの人生について、

「私は20歳になるのは、楽しいことだと思うの」

「みんな30歳になるのは、素晴らしいと言うわ」

「40歳になるのは、素敵だって言う人もいるわ」

「だけどね、私は50歳になるのは、悪くないと思うの」

「60歳になっても、私は元気でいたいわ」

「みんな70歳でも、全然楽しいよって思うし」

「80歳になることも、まだまだいいことだって言う人もいるわ」

「だけどね、私は90歳を過ぎても扉を開けていくつもりなの」

といった内容が英語の歌詞で表現されていますが、英語にすることで、色々な和訳や捉え方ができるので、それもこの曲のいいところだと思っています。

ちなみに、上の和訳は、英検準1級を持っている捜査・公判部門の若手ホープT事務官にお願いしたら、コンビニのシュークリーム1個で快く引き受けてくれ、しかも最初は直訳してくれたのですが、「これでは、あまりにつまらない！」と、わざわざ自分で「人生の扉」を聴いた上で、感性豊かに表現してくれました。（感謝）

この曲を聴く度、数年前に亡くなった私の伯父が、墓石に「我が人生に悔いはなし」と彫り込んだのを思い出します。私は、伯父のように、そこまで言い切ることはできませんが、検察事務官人生も含めて、これまでの五十年間、いろいろあったけど、この曲の歌詞のように「案外、悪くはなかった。」と思っています。

これから先、どんな「人生の扉」が待っているか分かりませんが、その年代ごとの時間を大切にし、元気で、素敵で、楽しいシニアライフを過ごすことができればと密かに思っています。（あっ、書いてしまったら「密か」ではないですね、笑）



総務課庶務係長からのひと言

今回も「職員からのひと言」を御覧いただき、ありがとうございます。

高知地検のホームページでは、「職員からのひと言」の他にも広報ページなどで色々な情報を発信していますので、ぜひ併せて御覧になってください！

まず、私が行っている業務について説明します。

私は、総務課庶務係という部署で、主に①健康管理業務、②防災関係業務、③出張管理業務などを行っています。

①健康管理業務では、健康診断を職員に受診してもらうために契約病院と連絡を取り合って手続きをする業務や、契約医師に職員の健康状態を相談する業務を行っています。

②防災関係業務では、災害が発生した場合の職場内での対応方法などについて検討した上で防災訓練を実施する業務や、防災備蓄品の管理をする業務を行っています。

また、高知地検の庁舎は高知市から津波避難ビルの指定を受けており、大きな地震や津波が発生した場合には、近隣住民の避難施設となることから、避難者の受け入れ方法の検討なども行っています。

③出張管理業務では、システム等で職員の出張手続を行ったり、出張費の管理・調整などの業務を行って、職員の出張に関するサポートを行っています。

①～③以外にも、庶務係では郵便発送業務や庁舎警備業務、来客対応業務など色々な業務を行っていますが、私1人で行っているのではなく、庶務係全員で助け合いながら業務を行っています！

庶務係に限らず、他の部署でもそうですが、高知地検は問題が起きたときに職員同士で助け合いながら解決をするところが良い点だと思っています！！！

次に、私の休日の過ごし方などを紹介します。

私は、7歳の息子と1歳の娘がいるため、休日は子供と妻と家族4人で県内のイベントによく出かけて、イベントでの体験コーナーで子供2人と遊んだり、キッチンカーで美味しいものを食べたりしてリフレッシュをしています(^_^)b

私の地元がやなせたかしさんの出身地だったため、今年は「あんぱん」関連のイベントによく行きました！

また、昨年は娘が出生した際に約半年間の育児休業を取得しました😢

他の「職員からのひと言」でも育児休業取得のことについて書かれていますが、高知地検では、男性で育児休業を取得する方が多いと思います！



検務官室事件係員からのひと言

私は、昨年の4月に採用された2年目の事務官です。

現在は、事件の受理や処理、勾留に関する業務を行う事件係に所属しています。事件係では、主に捜査機関から送致されてきた事件について、手続きに問題がないか確認した上で受理したり、勾留に関する書類の点検などを行っています。

また、検察官が事件を処分（起訴や不起訴等）する際は、事件記録や裁判所に提出する書類に不備がないか確認したり、必要書類を裁判所に提出するなどしています。

検察庁に送致された事件は、必ず事件係を一度は通るため、毎日たくさんの事件記録に目を通していますが、私はまだ採用2年目ということもあります、世の中にはこういう犯罪があるんだなといつも驚いています。

また、それとともに、自分がミスをすることで、事件関係者の方々の権利侵害につながる可能性があると思い、ミスをしないよう日々緊張感を持って仕事をしています。

検察庁に採用されたばかりのときは、複雑で膨大な専門知識や法律知識が必要な仕事が自分に務まるか不安でした。

しかし、研修が充実していること、また、高知地検の特色である風通しの良い職場の雰囲気のおかげで、上司や先輩に質問がしやすく、いつ何を聞いても優しく丁寧に指導してくださるので、安心して働くことができています（2年目の現在でも、調べて分からぬことなどは、しばしば聞いています笑）。

検察庁の仕事は、大変で、休みも取りづらそうというイメージがあるかもしれません、休暇も取りやすく、ワークライフバランスが充実していると思います。

私も、実際に、有給休暇を利用して、県外へ旅行に行ったり、推しのライブに参戦するなどしています。

また、自分が設定した定時退庁日には、勤務後に友人とご飯や温泉に行ったりもしています。

今後も、プライベートを充実させつつ、仕事面では日々知識を蓄えながら新しいことにも挑戦して成長していきたいです。

